石川県内の最低賃

最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

地域別最低賃金は、全ての労働者(パート、アルバイトを含む。)に適用されます。

特定(産業別)最低賃金は、特定の産業の労働者に適用されます。

派遣労働者は、派遣先事業場に適用される地域別又は特定(産業別)最低賃金が適用されます。

複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。

最低賃金 必ずチェック! 使用者も、 労働者も、

地域別最低賃金

最低賃金の名称	時間額(円)	改正発効日
石川県最低賃金	781	29.10.1

特定(産業別)最低賃金(注1)

	最低賃金の名称	時間額(円)	改正発効日
1	石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その 他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業 最低賃金	782	
2	石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・ リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の 金属製品、はん用機械器具、生産用機械器 具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、 産業用電気機械器具製造業最低賃金	880	
3	石川県自動車・同附属品、自転車・同部分 品製造業最低賃金	088	29.12.31
4	石川県電子部品・デバイス・電子回路、 民生用電気機械器具、電子応用装置、 情報通信機械器具製造業最低賃金	826	
5	石川県百貨店,総合スーパー最低賃金	820	

(注1)適用業種の詳細及び適用除外労働者については、次頁をご覧ください。

最低賃金の時間額と月給を比較する場合は、月給額を1か月の平均所定労働時間で除してください。 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的なものに限られます。 具体的には、次の賃金は除外されます。

- (1)精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2)臨時に支払われる賃金(結婚手当等) (3)1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- (4)時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金

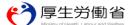
賃金引上げを支援する「業務改善助成金(中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金)」をご活用下さい。

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、そのかかった費用の 一部を助成します。

詳しくは、「石川県最低賃金総合相談支援センター」へご相談ください。

石川 最賃センター





石川労働局

≫最低賃金に関するお問い合わせ…労働基準部賃金室(☎076-265-4425)

≫助成金に関するお問い合わせ……雇用環境・均等室 (☎076-265-4429)

特定(産業別)最低賃金の適用業種及び適用除外労働者

	適用業種(日本標準産業分類による)	適用除外労働者
1	綿紡績業 化学繊維紡績業 毛紡績業 その他の紡績業 染色整理業(織物整理業、織物手加工染色整理業を除く。) 綱製造業 漁網製造業 網地製造業(漁網を除く。) 前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記 から に掲げる産業に分類されるものに限る。)	18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、 糸切り、糸継ぎ、糸巻き替え、かせ取り、経通し、 管巻き、検反、検品、篠替え、玉揚げ、台掃除、染 色・精練の準備、綱・網の製造又はその他の補助 作業の業務に主として従事する者 賄い、軽易な運搬又は下回り等の雑役の業務に主と して従事する者
2	金属素形材製品製造業(粉末や金製品製造業を除く。) ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 その他の金属製品製造業(打ちはく製造業を除く。) ポンプ・圧縮機器製造業 一般産業用機械・装置製造業(家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。) その他のはん用機械・同部分品製造業 建設機械・鉱山機械製造業(建設用ショベルトラック製造業を除く。) 繊維機械製造業(工業用・家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む。)を除く。) 生活関連産業用機械製造業 基礎素材産業用機械製造業 金属加工機械製造業 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 その他の生産用機械・同部分品製造業 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 産業用電気機械器具製造業 産業用電気機械器具製造業 産業用電気機械器具製造業 産業に分類されるものに限る。)	18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは 操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、 箱詰め、洗浄、パリ取り、巻線、組線、かしめ、穴 あけ又は取付けの業務(これらの業務のうち流れ作 業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
3	自動車・同附属品製造業 自転車・同部分品製造業 前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記 又は に掲げる産業に分類されるものに限る。)	18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは 操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、 箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴 あけ又は取付けの業務(これらの業務のうち流れ作 業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
4	電子部品・デバイス・電子回路製造業 民生用電気機械器具製造業 電子応用装置製造業 情報通信機械器具製造業 前記 又は の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記 から に掲げる産業に分類されるものに限る。)	18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは 操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、か しめ、取付け、包装又は箱詰めの業務(これらの業 務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主と して従事する者
5	百貨店,総合スーパー 前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記 に掲げる産業に分類されるものに限る。)	18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 清掃又は片付けの業務に主として従事する者